

業務部速報



No. 28

発行 15. 9. 15

JR東労組 業務部

申8号「労使間の取扱いに関する協約」の改訂に関する交渉行っ!

【労使間の取扱いに関する協約の遵守について】

◆労使間の取扱いに関する協約第1章第1条（目的）および第4条（組合活動）の趣旨を全支社に徹底をはかること。また、「労使間の取扱いに関する協約」の運用にあたっては、現場管理者による一方的な解釈をおこなわず、これまでの議論経過ならびに確認事項を遵守すること。

組合

- ・現場長（管理者）による勝手な解釈は許されない。
- ・協約の運用に対し、問題が生じた場合は、監督責任者である本社が責任を持って指導すべき。

会社

- ・協約の趣旨については、管理者登用時、新任現場長就任時に周知徹底している。
- ・取扱いが協約に抵触していれば本社が指導する。

協約の趣旨、議論経過、確認事項を遵守することを確認！

【苦情処理会議・簡易苦情処理会議について】

- ◆苦情処理会議に苦情申告者、参考人の出席◆苦情処理会議の会議内容の公開
- ◆簡易苦情処理の審議途中での発令は行わないこと

組合

- ・本人の弁明の機会や公平かつ納得感が得られるように、参考人を会議に出席させるべき。
- ・職場の技術力豊富なベテランが異動させられている現実がある。本人や職場の将来のためにも議論内容を公開すべきである。
- ・簡易苦情処理会議の審議が前日までに処理できなかった場合「発令」は行うべきでない。

会社

- ・複数の委員が出席している。労使で事実関係を把握しているので現行の取扱いで十分である。
- ・プライベートの内容もあるので一概に公開とはならない。本人が望めば議事録を見られるルールはある。
- ・「発令」の前日までに処理をするのが原則であり、現行の対応で十分である。

認識合わす
対立

再検討を
要請!

審議終了まで発令は認められない。弁明の機会を設けるべき！

【会社施設等の一時使用について】

協約に則り、施設等一時使用許可をすること。（第62条第2項の改訂）

組合

- ・様式7（許可願）の内容以外の記載を求められている。協約中に様式7、8に統一し、使用すべきである。
- ・第62条3項を理由に「施設使用を許可しない」とはならない。3項は取り消し条文である。許可した上での取り消しであり、「許可しない」理由にはならない。協約上間違いである。

会社

- ・現行の取扱いに問題はないと考える。
- ・組合が施設を借りたい場合は、業務に支障がない場合は貸す方針である。
- ・所属外の人が入る場合は名前を書いてもらう。
- ・第62条3項は「許可する」ことが前提である。

確認!!

各現場長が協約を逸脱した運用をさせないために、協約遵守を求める！

【あっせん、調停及び仲裁について】

団体交渉等で解決が図れない事態に対して（第69条の第1項の改訂）

組合

- ・労働委員会へのあっせんを受けない理由を「争議行為が発生していない」という回答である。第三者に委ねなければならない状況が生まれた。
- ・労働協約に基づき、誠意をもって対応すべきである。

会社

- ・あっせんが手続きとして上がったときは専門家と相談している。
- ・会社として労使で解決できていると思っている。
- ・協約はキチンと守るべき事柄と認識している。

第三者機関を活用しない事が望ましい。会社は誠意をもって対応すべき！